○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字鬼ヶ羽山八五四の一から八五四の三まで、八八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鬼ヶ羽山八五四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字福井字中山二六四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林については、主伐は、択伐による。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市上秋月字一ノ瀬二三四の二、字立園一八六八、字小原二五一九の一、字山本二六六二の七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市八木山字深町一三六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深町一三六八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字大北三三二〇（次の図に示す部分に限る。）、三三四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市嘉穂才田字クボタ二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二八六の一、字エボシカタ五〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県小田郡矢掛町中字宮ノ下一九九〇の二、一九九一の三、字国司一九九二の二、一九九三の三、二〇六一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県小田郡矢掛町中字宮ノ下一九九〇の二、一九九一の三、字国司一九九二の二、一九九三の三、二〇六一の二

二　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月十四日

農林水産大臣　林　芳正

表株式会社全日本農協畜産公社食肉処理センターの項の次に次のように加える。

全国畜産農業協同組合連合会下妻食肉事業所	茨城県下妻市二本紀千百四十二番地